

判決年月日	平成 2 1 年 6 月 3 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事件番号	平成 2 0 年 ( 行ケ ) 第 1 0 3 9 6 号		
名称を「排泄物処理材」とする発明について進歩性を欠くとした審決が取り消された事例			

( 関連条文 ) 特許法 2 9 条 2 項

1 原告は、名称を「排泄物処理材」とする下記発明について特許出願をし、特許第 4 0 1 4 6 0 4 号として登録を受けた(請求項の数 2。以下「本件特許」という。)。これに対し、被告は、本件特許の請求項 1 及び 2 について無効審判請求をしたので、特許庁は、審理し、本件特許の請求項 1 及び 2 に係る発明(以下「本件発明 1 , 2」という。)は甲第 1 号証発明に基づいて容易に発明することができたから本件特許は無効である旨の審決をした。

記

「【請求項 1】表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を原料とし、該壁紙を細かく破碎し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破碎片と、繊維状吸水材又は粉粒状吸水材とを組成材とする粗粒状体から成り、該粗粒状体中の塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有することを特徴とする排泄物処理材。

【請求項 2】上記粗粒状体は水分を吸収すると粘着性を生ずる粘着成分を含有せる通水性被覆を有することを特徴とする請求項 1 記載の排泄物処理材。」

2 本判決は、次のように判示して、審決を取り消した。

「本件発明 1 における『破碎片』と甲第 1 号証発明における『粉碎物』とは、...シート形態を残存するかどうかという点に違いがあるといえることができる。」

「甲第 1 号証発明における『粉碎物』は、仮にシート形態を残存したものがあっても、本件発明 1 における『破碎片』と甲第 1 号証発明における『粉碎物』とは、表面が平滑であるか、凹凸があるかという点に違いがあるといえることができる。」

「本件発明 1 における『破碎片』と甲第 1 号証発明における『粉碎物』とは、前記...のとおりその形状に違いがあり、甲第 1 号証発明における『粉碎物』は、...本件発明 1 が有する『壁紙を細かく破碎した塩化ビニール片の凹凸面が対面して通水路を形成し、その通水路内に凹凸によって繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を確実に保持するとともに、排尿は通水路内に誘引されつつ通水路内の繊維状吸水材又は粉粒状吸水材と凹凸に捕捉される』という作用効果を有しないことも明らかであって、本件特許出願前に『表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙』を排泄物処理材に用いることを記載又は示唆した先行技術があったとも認められないから、当業者(その発

明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)が、甲第1号証発明における『表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙の廃材』に代えて『表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせてなる壁紙の廃材』を用いることを容易に想到すると認めることはできない。」